

王寺町ごみ集積所管理器材等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみ集積所にごみ飛散防止用ネットまたはシート（以下「ネット」という。）、折りたたみ式ごみボックス等（以下「折りたたみごみボックス」という。）、又は折りたたみのできない箱型ごみボックス等（以下「箱型ごみボックス」という。）の設置を行う自治会に対し、その費用の一部について補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ネット ごみ集積所において、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみを覆うために使用する網状またはシート状のもので、使用後は折りたたみが可能なもの
- (2) 折りたたみごみボックス ごみ集積所において、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみの周囲及び上部を囲うために用いる軽量かつ耐久性のある箱型の形状のもので、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大ききさで簡易に組立て及び折りたたみが可能なもの
- (3) 箱型ごみボックス ごみ集積所において、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみの周囲及び上部を囲う耐久性のある箱型の形状のもので、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大ききさで折りたたみのできないもの
- (4) 管理器材 前3号のいずれかに該当するものの総称

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、家庭ごみ収集のためのごみ集積所を管理している自治会の代表者とする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けるための条件は、次のとおりとする。

- (1) 複数世帯が使用のごみ集積所であること
- (2) 屋外に設置されたごみ集積所であること
- (3) 管理器材の大ききさは通行に支障のない大ききさであること
- (4) 収集後は折りたたみが可能なものは、管理器材を折りたたみ適正に管理すること
- (5) 管理器材の破損および管理器材に起因する事故については設置者が責任を負うこと

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、管理器材の購入に要する費用の2分の1以内(100円未満の端数は切り捨て)とし、上限額等については別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする自治会(以下「申請者」という。)は、王寺町ごみ集積所管理器材等購入補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

- (1) 設置するごみ集積所の場所を示す位置図
- (2) 購入する管理器材の見積書または購入予定表(金額と管理器材の大きさ等が明記されたもの)

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容および設置場所を審査確認し、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、補助金の交付を決定した場合は、決定の内容およびこれに付した条件等を王寺町ごみ集積所管理器材等購入補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を不相当と認めた場合は、その旨を王寺町ごみ集積所管理器材等購入補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第9条 交付決定通知を受けた申請者は、補助対象事業の完了後、交付決定の年度の3月末日までに、王寺町ごみ集積所管理器材等購入補助金交付請求書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、実績報告および補助金交付の請求をしなければならない。

- (1) 管理器材購入の領収書の写し
- (2) 管理器材設置後の写真(ネット設置の場合は不要)

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、交付申請は令和 3 年 2 月末日までとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布日から施行する。
ただし、交付申請は令和 6 年 2 月末日までとする。

(経過措置)

- 2 令和 3 年度分に係る交付事業の対象となる費用については、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。
- 3 令和 3 年 4 月 1 日から公布日までに係る補助金の申請については、第 6 条に規定する添付書類によらず、次に掲げる書類を添付するものとする。尚、第 9 条における添付書類は省略できるものとする。
 - (1) 設置するごみ集積所の場所を示す位置図
 - (2) 管理器材購入の領収書の写し
 - (3) 管理器材設置後の写真（ネット設置の場合は不要）

別表（第 5 条関係）

器材種別	補助率	上限額 (1 枚当たり)
ネット (シート)	1 枚(基)当たり消費税を含む 購入価格の 2 分の 1	3,000 円
折りたたみ ごみボックス		20,000 円
箱型 ごみボックス		50,000 円

